

## 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書の概要

### 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置の趣旨及び報告書作成の経緯

- 熊本県では、平成23年(2011年)年1月に熊本県「無らい県運動」検証委員会を設置し、計8回の検討を経て、平成26年(2014年)10月に「熊本県『無らい県運動』検証報告書」(以下「検証報告書」という。)を取りまとめました。
- 検証報告書では、熊本県に対して、「検証報告書において示された検証から導き出される教訓が熊本県および県民によっていかに生かされ、実現されているかを検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにする」(検証報告書P354)目的で、委員会の設置が提言されました。これを受け、熊本県は平成27年(2015年)3月23日に「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置しました。
- 第1回の委員会において、概ね5年を目途に委員会での検討内容を取りまとめて公表することとされたため、本報告書は、これまでの検討状況を整理したものです。

### 委員会の目的及び開催状況

#### (設置目的)

委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて、熊本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討することを目的とする。

#### (協議事項)

熊本県の取組状況に関すること。

県民への啓発意識の向上のための取組の検討に関すること。

各界(医学界、福祉界、法曹界、マスコミ、宗教界)の取組状況に関すること。

#### (開催状況)

回	日時	協議テーマ
第1回	H27.3.23	委員長選出、委員会スケジュールなど
第2回	H27.9.25	医学界からの報告、県の取組状況報告
第3回	H28.3.8	福祉界からの報告、県の取組状況報告
第4回	H28.9.20	法曹界からの報告、県の取組状況報告
第5回	H29.3.8	マスコミからの報告、県の取組状況報告
第6回	H29.10.2	宗教界からの報告、県の取組状況報告
第7回	H30.3.20	中間報告について、県の取組状況報告
第8回	H30.6.18	中間報告書について、県の取組状況報告
第9回	H31.3.18	県の取組状況報告
第10回	R元.7.4	委員会報告とりまとめ検討、県の取組状況報告
第11回	R元.10.25	委員会報告とりまとめ検討
第12回	R2.1.29	委員会報告書について、県の取組状況報告

## 1 ハンセン病回復者及びその家族を取り巻く現状と課題等

### (1) ハンセン病問題への関心

2018年県民アンケート調査によると、平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて20年以上が経過した今でも、60歳以上の世代にはハンセン病に対する偏見や差別意識が根強く残っている傾向が伺えます。一方で、39歳以下の世代には、ハンセン病がどういう病気かを知らず無関心な傾向が伺えます。

### (2) ハンセン病回復者の高齢化

国立療養所菊池恵楓園の入所者(以下「入所者」という。)は、平均年齢が84歳を超え、語り部活動に支障が生じるなど、県民との交流が困難になりつつあります。

### (3) 社会生活に対する不安

ハンセン病療養所を退所し地域社会で生活されている退所者も、高齢となり介護施設を利用せざるを得ない場合があります。しかし、介護施設で不当な偏見や差別を受けるかもしれないという不安が、介護施設の利用を躊躇させ、社会生活を全うすることを困難にしています。

ハンセン病回復者やその家族は、偏見や差別が根深いため、社会生活において御自身や身内がハンセン病だったことを打ち明けられないのが現状です。

## 2 熊本県のこれまでの取組に対する課題・提言

### (1) 課題

ハンセン病問題の悲劇を二度と起こさないよう、県民の関心をもっと高め、理解を深めてもらう必要がありますが、熊本県の取組への参加者が少なかったり、広がりがなければその効果は限定的です。県民参加の裾野を広げるためには、関心を持たない集団や理解を深めたい集団など、その特性に応じた対策を講じなければなりません。

また、ハンセン病回復者やその家族の社会生活に対する不安を少しでも解消できるよう相談・支援の窓口の設置が必要です。そのためにはハンセン病問題を理解した人材が必要です。

### (2) 今後に向けた提言

何よりも多くの県民にハンセン病問題の存在を正しく知ってもらうことが大切です。偏見や差別を根絶するための啓発の取組を、PDCAサイクルにより評価・改善しながら継続しなければなりません。改善にあたっては、医療や福祉、教育だけでなく、マスコミ、宗教、法曹など広く各界と連携するとともに、歴史や美術、文学など様々な分野を絡めるなどの創意工夫が必要です。

さらに、県民に関心を更に高めてもらうことも大切です。次世代を担う若者層や、医療・福祉分野などのハンセン病回復者と接点を持つ職種に焦点を当てた取組を充実していく必要があります。また、自分が当事者だったらどう感じるか、何ができるかを考える一人称視点を企画に取り入れるなど、ハンセン病問題の知識が意識となり行動につながるような啓発プログラムの開発に取り組む必要があります。

そして、ハンセン病問題に精通した社会生活支援の専門家等を配置した支援体制

を整備し、ハンセン病回復者やその家族が住みやすい社会を目指すことが重要であり、ハンセン病問題の教訓を様々な人権問題へのアプローチに波及させ、全ての人の人権が尊重される社会の実現につなげていかなければなりません。

### 3 これからの県民の意識向上のための取組の方向性

#### (1) 全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて

入所者の方々が人権を守るために闘ってきた歴史を学ぶことは、戦後の隔離政策の要因だった各界のパターナリズム( )の問題や様々な人権問題に対する意識を高めることにつながります。

ハンセン病問題では、多くの「差別意識のない偏見や差別」が生み出されました。自分は偏見や差別をしていないと思っていても、実際には人権を侵害している場合があります。それに気づくよう、ハンセン病回復者やその家族の方々の辛い思いを具体的に示していくことが事態の改善や教育・啓発に必要です。

パターナリズム(父権主義)とは、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためとして、本人の意思にかかわらず介入・干渉・支援することをいいます。

#### (2) 実践行動ができる人権教育の推進

ハンセン病問題の教育・啓発には、これからの時代を担う若い世代の人権教育が大切です。小学校から大学までの各段階の教育に応じて一貫した人権施策が求められます。文部科学省では、知識偏重で行動改善につながらなければ偏見や差別をなくすことは難しいことから、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる人権教育を推進しています。

また、人権教育を行う教育者自身に対する人権研修が重要であり、教育者には、その研修効果を自分の教育活動に具体的に生かすことが求められます。

#### (3) ボランティアガイドの確保や社会生活支援など

ハンセン病問題の啓発には、入所者の実体験に基づく話や、実際に暮らした現地を訪れるなど、直接見て聞いて肌で感じる事が非常に効果的です。

今後、ハンセン病回復者の方々の高齢化といった状況の変化により、語り部の記録や伝承者の育成、ボランティアガイドの体制整備を図る必要があります。

また、退所者が地域社会の中で生活していくための社会生活支援や、入所者がいなくなった後の菊池恵楓園のあり方、さらに貴重な資料の保存と活用といった取組を具体的に考えていく必要があります。

### 4 各界に求める今後の啓発の進め方等の提案

#### (1) 医学界に対する提案

医療従事者は、ハンセン病学のみならず、医療倫理、人権侵害などの歴史をハンセン病から学ぶことが求められます。

例えば、熊本大学の骨格標本の問題は、医療倫理の課題として伝えていかなければなりません。また、感染症にかかった患者は、医学的には被害者なのに、社会的には社会防衛を理由に加害者にすり替わる逆転現象が起こりやすいことから、将来、感染

力の強い病気が発生した場合には、ハンセン病問題を教訓に、感染拡大防止と併せて患者の人権も考えなければいけないことを啓発していかなければなりません。

## (2) 福祉界に対する提案

覚悟を持ってハンセン病療養所を退所し、地域社会で生活しているハンセン病回復者の方々が、地域社会で人生を歩むためには、専門職の協力が欠かせません。ハンセン病問題に精通し、伴走型の生活支援を行う役割を持つ専門職が求められます。

また、介護施設を利用するにあたって「入所拒否をされないか」「偏見や差別を受けないか」という不安を解消するため、施設の運営者、職員だけでなく入居者に対する啓発も必要です。

## (3) 法曹界に対する提案

戦後、ハンセン病患者が人権擁護の枠外に置かれた根拠は、「保護」すなわち「あなたのためですよ」というパターンリズムでした。

一方で、日本の憲法学界では、自己決定・自己責任で幸福を追求できない国民は、国等からの保護を通じて幸福を実現していく必要があり、その意味でパターンリズムは国民（当事者）の「権利」であると解され始めています。

ハンセン病問題を教訓に、パターンリズムが人権侵害を正当化する根拠となった歴史的事実を踏まえ、理論・実践の両面において人権尊重社会の実現に一層取り組むことが求められます。

## (4) マスコミに対する提案

マスメディアが、ハンセン病問題を過去の問題と捉え関心を示さなくなってしまうのはなりません。ジャーナリズム精神をしっかりと守っていくことが求められます。

例えば、令和元年（2019年）6月のハンセン病家族訴訟判決の報道において、県民の関心が、訴訟の意義よりも賠償金額に向くような見出しが見受けられました。マスコミの思いとは裏腹に差別が助長される恐れもあります。ハンセン病回復者及びその家族が受けた偏見や差別を明確にし、憲法が保障する基本的人権を回復するために闘われている意義をもっと県民に啓発していくことが求められます。

## (5) 宗教界に対する提案

宗教者は、隔離を受容することが信仰であるかのように教え、ハンセン病は「罪人の罪」であり「聖なる病」と説いてきたことを反省し謝罪されていますが、その教えがいつまでも蔓延しないよう、前世や過去の悪行とハンセン病を因果関係があるかのように結びつけることはおかしいということを啓発していくことが求められます。

## 5 ハンセン病問題啓発推進委員会のあり方について

今なお根強く残る偏見や差別に対して、教育・啓発の具体的な成果を出していくためには、この報告書で提言された項目に優先順位を付けて今後の県や各界の取組計画に盛り込むとともに、PDCAサイクルにより検証する仕組み・組織が必要です。

今後は、特に令和4年（2022年）4月にリニューアルオープンする予定の社会交流会館を核とした効果的な啓発のあり方などの議論も進めていく必要があります。

(以上)